

セルフメディケーション税制に係る証明書のご案内

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組（後期高齢者医療制度の健康診査（以下「後期健診」といいます。）等）を行っている方が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために対象医薬品を購入した場合に、年間購入額が12,000円を超えるときは、一定の金額の医療費控除（所得控除）を受けることができます。

この医療費控除の適用を希望する方で、「一定の取組」を後期健診の受診としたい方へ、後期健診を受診したことの証明書（「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書」）を発行することができます。

※令和3年分の確定申告から、「一定の取組」を行ったことを明らかにする書類の確定申告書への添付は不要となりました。ただし、税務署から求めがあった場合には提出または提示が必要なことがあります。

※「一定の取組」に係る書類の提出が必要な場合であっても、後期健診を受診したことの証明書（「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の所得控除に関する証明書」）以外の書類の提出で済むことがあります。4ページのフロー図をご確認ください。

セルフメディケーション税制の概要

※制度及び確定申告の詳細については、国税庁のタックスアンサーをご確認ください。

対象者	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う方 【一定の取組】：後期健診、予防接種、定期健康診断、がん検診 等
対象期間	平成29年1月1日 から 令和8年12月31日 まで
控除対象 費用	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る対象医薬品の購入費です。 対象医薬品 医師によって処方される医療用医薬品から、薬局・ドラッグストアで購入できる医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品/一部対象外あり)等で、対象医薬品一覧は厚生労働省のHPで公開されています。
控除額	12,000円を超える額（ただし、88,000円が上限額です。）
必要書類	<input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書 <input type="checkbox"/> 一定の取組を行ったことを明らかにする書類（令和3年分以後の確定申告の場合は、原則添付不要） ※ 予防接種の場合は、その領収書（原本）又は予防接種済証。 ※ 健康診査の場合は、結果通知表（写し、結果部分黒塗り可） 又は、健康診査を受診したことの証明書。
留意事項	セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、通常の医療費控除の適用を受けることはできません。